

平成28年1月27日（水）

午後3時00分

本庁 第一会議室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
関 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

- 報告第1号 職員の分限処分について
- 報告第2号 職員の分限処分について
- 報告第3号 職員の分限処分について
- 報告第4号 職員の分限処分について
- 報告第5号 寝屋川市情報公開条例に基づく開示拒否決定に対する異議申立てについての決定について

議決事項

- 議案第1号 寝屋川市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則について

署名委員
村田委員長
岩根委員

12月・1月教育委員会一般事務報告

(12月22日～1月27日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
12	24	木	中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
			第3回社会教育委員会議	・平成27・28年度社会教育団体補助事業について ・社会教育委員学習会について ・提言書について ・その他	議会棟第1委員会室
	25	金	中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
1	8	金	大阪府都市教育長協議会 1月定例会	定例会	アウィーナ大阪
			校長役員会	1月校長会案件について協議	教育研修センター
	9	土	イングリッシュ・プレゼンテーション・コンテスト	生徒による英語発表	アルカスホール
	11	月	第62回寝屋川市成人式	1部 式典 2部 旅立ちイベント	市民体育館
	13	水	中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	14	木	校長会	教育委員会各課から連絡	教育研修センター
			寝屋川教育フォーラム2015	シンポジウム	寝屋川市立第四中学校
	17	日	市民体育大会駅伝競走の部	体育大会	淀川河川太閤公園
	18	月	教頭会	教育委員会各課から連絡	教育研修センター
	20	水	学校訪問		
			中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	24	日	「第62回文化財防火デー」消防訓練	消防訓練、文化財説明会	八幡神社
	27	水	教育委員会 1月定例会		本庁2階第1会議室
			第60回寝屋川市学校保健研究大会	研究大会	エスポアール
			中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター

1月・2月教育委員会行事計画書

(1月28日～2月29日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
1	28	木	寝屋川市立校園PTA大会40周年記念大会	講演会、音楽祭、広報誌コンクール	アルカスホール
	29	金	第10回小中一貫教育全国連絡協議会総会（～30日）	総会	奈良県奈良市
	30	土	国史跡高宮廃寺跡発掘調査現地説明会	発掘調査地の一般公開、説明	高宮廃寺跡
2	1	月	第3回北河内地区教育長協議会	会議	ルミエールホール
			校長役員会	2月校長会案件について協議	教育研修センター
	3	水	中学校英語村	英語村事業の実施	東コミュニティセンター
			ミュージカル「寝屋のはちかづき」	3日（水）～5日（金）は小学4年生対象、7日（日）は一般公演	アルカスホール
	5	金	校長会	教育委員会各課から連絡	教育研修センター
	7	日	第65回北河内地区駅伝競走大会	大会	淀川河川公園（枚方市）
	8	月	教頭会	教育委員会各課から連絡	教育研修センター
	10	水	学校訪問		
			教育委員懇話会		教育長室
			中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	12	金	第4回北河内地区教育長協議会	会議	ルミエールホール
	13	土	ねやがわ子どもフォーラム2016	講演 笑福亭松枝氏（落語家）、他4分科会	中央公民館 講堂他
	14	日	第65回大阪府市町村対抗駅伝競走大会	大会	服部緑地（豊中市）
	17	水	中学校英語村	英語村事業の実施	東北コミュニティセンター
			教育実践の褒賞式	教育実践の研究文の褒賞	中央公民館 講堂
	22	月	教育委員会2月定例会		本庁2階第1会議室
			教育研究員研究発表会	研究発表会	教育研修センター
	24	水	中学校英語村	英語村事業の実施	南コミュニティセンター
	25	木	校長役員会	3月校長会案件について協議	教育研修センター
	26	金	3月市議会本会議（第1日目）	委員会付託（現年度議案）	市議会議場
	28	日	寝屋川ハーフマラソン2016	大会	寝屋川公園他
	29	月	文教常任委員会	付託事件審査（現年度議案）	議会棟第2委員会室

報告第 1 号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成 28 年 1 月 27 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号の規定により
平成 28 年 2 月 4 日まで休職を命ずる

平成 28 年 1 月 5 日

寝屋川市教育委員会

報告第 2 号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成 28 年 1 月 27 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号の規定により
平成 28 年 6 月 7 日まで休職を命ずる

平成 28 年 1 月 8 日

寝屋川市教育委員会

報告第 3 号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成 28 年 1 月 27 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号の規定により
平成 28 年 3 月 31 日まで休職を命ずる

平成 28 年 1 月 15 日

寝屋川市教育委員会

報告第4号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成28年1月27日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号の規定により
平成 28 年 2 月 16 日まで休職を命ずる

平成 28 年 1 月 17 日

寝屋川市教育委員会

報告第 5 号

寝屋川市情報公開条例に基づく開示拒否決定に対する異議申立て
についての決定について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条の規定
により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成 28 年 1 月 27 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

決 定

異議申立人



異議申立人が平成 26 年 10 月 15 日付けで提起した公文書の開示拒否決定処分についての異議申立てに対して、寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会の答申を得て、次のとおり決定します。

主 文

平成 26 年 8 月 21 日付けで寝屋川市教育委員会がおこなった開示拒否決定処分に対する異議申立てを棄却します。

理 由

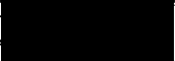
1 異議申立ての趣旨及び理由

(1) 異議申立ての趣旨

寝屋川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が異議申立人に対し、平成 26 年 8 月 21 日付け「社図第 186 号」でした処分（以下「本件処分」という。）を取り消す。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は概ね次のとおりと解されます。

ア 「からの利用者に関する問合わせの文書及びそれに関する中央図書館の決定のわかる文書」（以下「本件公文書」という。）に記録されている情報を、捜査関係情報であることを理由に、そのすべてを不開示とするのではなく、各情報をそれぞれについて寝屋川市情報公開条例（以下「条例」という。）第 6 条第 1 項第 5 号に規定する情報に該当するかどうか

かを個別に判断し、開示できる部分については開示すべきである。本件処分は、本件公文書に記録されている情報それぞれについて不開示とする理由を示すことなく、すべての情報を一括して捜査関係情報であることを理由に不開示とした点において理由不備の違法がある。

イ 異議申立人が、寝屋川市長に対して、条例に基づいてした「防犯カメラの映像提供に関する文書（平成 23 年 4 月～10 月）」の開示請求では、捜査機関から捜査関係事項照会書によって防犯カメラの映像の提供が求められた事実及びその求めに応じて映像が提供された事実が開示された（平成 23 年 11 月 15 日付け「建交第 1315 号」）ことからすれば、本件公文書に記録されている情報それぞれについて不開示情報に該当するかどうかを個別に判断することなく、捜査関係情報であることを理由に、全ての情報を不開示とすることは違法である。

ウ 日本図書館協会は「図書館の自由に関する宣言」において「図書館は利用者の秘密を守る」という 1 項を掲げていることから、図書館がこれを遵守しているのであれば、本件公文書に記録されている情報のうち利用者に関する情報については提供を拒否したはずであるから、本件公文書のうち中央図書館の回答に係る部分については開示できるはずである。

2 認定事実及び判断

(1) 認定事実

ア 平成 26 年 5 月 15 日付けで、異議申立人から、情報公開条例に基づき「駅前図書館・窓口業務委託に関する文書（中央図書館との送付文書平成 25 年度分）（契約に関する文書を除く。）及び子ども読書活動推進事業委託に関する文書（25・26 年度分）（契約に関する文書を除く。）」の開示請求があり、これに対して、教育委員会は、平成 26 年 5 月 29 日付け社図第 75 号で部分開示決定を行ったが、この時開示した部分に「 からある利用者について、情報が欲しいと問い合わせがあった。個人情報なので、答えず中央図書館へ引き継いだ」との文言があった。本来、この部分については、開示を拒否すべきであったところ、異議申立人が、開示請求の担当課である中央図書館の職員に対して、当該文言について説明を求めたのに対し、当該職員が捜査関係事項照会書であることを口頭で説明した。

イ その説明を受け、異議申立人から、平成 26 年 7 月 18 日付けで、「[REDACTED]からの利用者に関する問合わせの文書及びそれに関する中央図書館の決定のわかる文書」を内容とする公文書について開示請求があった。

ウ イの開示請求を受け、平成 26 年 7 月 31 日付け社図第 186 号で、「請求に係る公文書には、捜査機関からの問合わせの内容が記載されており、当該公文書を開示すると捜査機関の今後の適正な捜査に支障を及ぼすおそれがあり、寝屋川市情報公開条例第 6 条第 1 項第 5 号に該当するため」との理由を付して開示拒否決定を行ったが、異議申立人から開示拒否決定の理由として、自分が請求した「中央図書館の決定のわかる文書」について記載されていないとの主張があったことから、開示拒否決定の理由に不備はないものの、異議申立人の求めに応じて、理由に文言を追加するため、平成 26 年 8 月 21 日付け社図第 186 号で、平成 26 年 7 月 31 日付け社図第 186 号による開示拒否決定を撤回し、開示拒否の理由を「請求に係る公文書には、捜査機関からの問合わせの内容及びそれに対する回答が記載されており、当該公文書を開示すると捜査機関の今後の適正な捜査に支障を及ぼすおそれがあり、寝屋川市情報公開条例第 6 条第 1 項第 5 号に該当するため」とする開示拒否決定を行った。

エ 異議申立人から平成 26 年 10 月 15 日付けで本件開示拒否決定について異議申立てがあった。

オ 教育委員会は、エの異議申立てに対して、平成 26 年 11 月 21 日付けで寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、平成 27 年 9 月 17 日付けで答申が得られた。

(2) 判断

以下、異議申立人の主張に理由があるか検討します。

ア まず、異議申立人は、本件公文書に記録されている情報を、捜査関係情報であることを理由に、そのすべてを不開示とするのは条例の趣旨を理解しておらず違法であると主張していますが、平成 27 年 9 月 17 日付けの寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会の答申（以下単に「答申」といいます）のとおり、本件公文書の情報を個別に示すことは、提供を求められた情報の種類・内容、情報を求められた方法・形式等を推認させ、事案の軽

重、緊急度等が推測され、ひいては捜査の対象、進捗状況等の条例第6条第1項第5号に規定する情報を開示することにより犯罪の予防その他の公共安全に支障を及ぼすおそれのある情報を開示する結果をもたらすことになるおそれがあるため、異議申立人の主張は認められません。

イ 次に、異議申立人が以前に、寝屋川市長に対して条例に基づいてした開示請求において、寝屋川市長が、平成23年11月15日付け「建交第1315号」により、捜査機関の求めに応じて、防犯カメラの映像の提供をした事実を記録した文書を開示していることを理由に、捜査関係情報であっても開示できる部分があるはずと主張しています。しかし、答申のとおり、前の開示請求においては、情報の提供を依頼した捜査機関、防犯カメラの設置場所、映像が記録されている期間等の捜査に関する具体的な情報は開示されていないことから、部分的に開示された情報のみでは、条例第6条第1項第5号に規定する不開示情報に該当しないものとして開示したものです。それに対し、本件公文書の開示請求においては、情報の依頼をしたのが布施警察署であること、依頼を受けた期間が平成25年9月であること、情報の提供の依頼を受けた機関が寝屋川市立寝屋川市駅前図書館であることなどが記載されており、開示することにより捜査の対象とされている事件、当該事件の内容、捜査の手法等が具体的に明らかとなるおそれがあり、防犯カメラの映像提供に係る開示請求とは事案が大きく異なるものであるため、異議申立人の主張は認められません。

ウ また、異議申立人は、「図書館の自由に関する宣言」において「図書館は利用者の秘密を守る」という1項を掲げていることから、図書館がこれを遵守しているのであれば、本件公文書に記録されている情報のうち利用者に関する情報については提供を拒否したはずであるから、本件公文書のうち中央図書館の回答に係る部分については開示できるはずであると主張していますが、答申のとおり、本件公文書のうち回答についても、その内容はもとより回答したかどうかの事実についても開示することにより捜査に支障を及ぼすおそれのある情報であるため、条例第6条第1項第5号に規定する情報に該当し、本来不開示とすべき情報であったにもかかわらず誤って開示したものです。不開示とすべき情報を誤って開示したこと

により、当該情報が当該情報を含む他の公文書においても開示すべき情報へとその性質・内容が変化するわけではありません。本件公文書については、以前の開示請求において問合せのあった事実を既に開示してしまったことを理由に、不開示とすべき情報を開示すれば違法な行為を繰り返す結果になってしまうため、異議申立人の主張は認められません。

エ 異議申立人は、本件処分に係る通知書の備考欄に「撤回」とあるが、本件処分を理由不備で取り消すべきであると主張しています。この点については、請求の対象となった公文書には問合せの文書だけでなく、「それに関する中央図書館の決定のわかる文書」も含まれていることから、撤回前の決定通知書の理由における「請求に係る公文書」は、問合せの文書及びそれに関する中央図書館からの決定の分かる文書の両方を指しており、これらの文書を不開示とする理由は、回答内容以前に、これらの文書に、捜査機関が問合せをしている事項が記載されているためであることから、撤回前の決定に理由の不備はありません。しかしながら、2(1)ウのとおり、異議申立人の求めに応じて、「中央図書館の決定の分かる文書」に関する決定でもあることをより明瞭にするため、文言を追加したもので、理由について処分を取り消すべき瑕疵はないから異議申立人の本件処分を取り消すべきであるという主張には理由がありません。

3 結論

以上のとおり、異議申立人の主張には理由がないため、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第47条第2項の規定により、主文のとおり決定します。

この決定の取消しを求める訴訟を提起することができますが、当該訴訟は、この決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に寝屋川市を被告として(訴訟において寝屋川市を代表する者は、寝屋川市長です。)提起しなければなりません(なお、決定のあった日から1年を経過すると、訴訟を提起することはできなくなります。)

平成28年1月21日
寝屋川市教育委員会

議案第 1 号

寝屋川市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則について

寝屋川市立学校施設目的外使用規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

平成 28 年 1 月 27 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市立学校施設目的外使用規則において、改めて目的外使用についての定義を定め、寝屋川市立教育財産管理規則及び寝屋川市立学校スポーツ施設の開放に関する規則との使い分けを明確にするため。

寝屋川市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則

寝屋川市立学校施設目的外使用規則（平成元年寝屋川市教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第 2 条を次のように改める。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校施設 委員会の所管に属する幼稚園、小学校及び中学校（以下「学校」という。）の建物その他の工作物及び土地をいう。
- (2) 目的外使用 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 137 条の規定に基づく使用のうち、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 13 条の規定に基づくスポーツ施設の利用及び電柱、水道管等の工作物の設置若しくは埋設のための使用その他の委員会が別に定める使用を除くものをいう。

第 3 条の見出しを「(使用許可の範囲等)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

委員会は、寝屋川市教育財産管理規則（平成 24 年寝屋川市教育委員会規則第 1 号）第 9 条各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、学校施設の目的外使用を許可することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可しない。

第 4 条の見出しを「(使用許可の申請)」に改め、同条第 1 項中「目的外に使用しよう」を「目的外使用をしよう」に改め、「、使用日の 2 か月前から 7 日前までの間に」を削り、「学校施設使用許可申請書（第 1 号様式）」を「学校施設使用許可申請書」に改め、ただし書を削り、同条第 2 項を削る。

第 5 条第 1 項中「学校施設使用許可書（第 2 号様式）」を「学校施設使用許可

書（以下「使用許可書」という。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 委員会は、使用許可書の交付と同時に、その内容を当該学校の長に通知するものとする。

第13条を削り、第12条を第13条とし、同条の前に次の1条を加える。

（文書等の様式）

第12条 この規則に定める文書等の様式は、学校教育部長が定める。

第11条を削り、第10条を第11条とする。

第9条第2項中「現状」を「原状」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1号中「学校施設使用許可書」を「使用許可書」に、「打合わせ」を「打合せ」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「学校施設使用許可書」を「使用許可書」に改め、同条を第7条とし、同条の前に次の1条を加える。

（光熱水費等の負担）

第6条 使用者は、当該学校施設（屋内運動場に限る。）の使用に伴う電気、ガス、水道、電話等の経費を負担しなければならない。ただし、委員会が認めるときは、当該負担についてこれを減額し、又は免除することができる。

別表を削る。

第1号様式から第3号様式までを削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に寝屋川市教育財産管理規則（平成24年寝屋川市教育委員会規則第1号）の規定又はこの規則による改正前の寝屋川市立学校施設目的外使用規則の規定により行われている学校施設の目的外使用の申請及び許可は、この規則による改正後の寝屋川市立学校施設目的外使用規則の相当規定により行われた申請及び許可とみなす。

寝屋川市立学校施設目的外使用規則

No.1

改 正 案	現 行
<u>(趣旨)</u> 第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、寝屋川市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管に属する学校施設の目的外使用について必要な事項を定めるものとする。 <u>(定義)</u> 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) <u>学校施設</u> 委員会の所管に属する幼稚園、小学校及び中学校（以下「学校」という。）の建物その他の工作物及び土地をいう。 (2) <u>目的外使用</u> 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条の規定に基づく使用のうち、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条の規定に基づくスポーツ施設の利用及び電柱、	<u>(目的)</u> 第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、寝屋川市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管に属する学校施設の目的外使用について必要な事項を定めることを目的とする。 <u>(定義)</u> 第2条 この規則において「学校施設」とは、委員会の所管に属する幼稚園、小学校及び中学校（以下「学校」という。）の建物その他の工作物及び土地をいう。

寝屋川市立学校施設目的外使用規則

No.2

改正案	現行
<u>水道管等の工作物の設置若しくは埋設のための使用その他の委員会が別に定める使用を除くものをいう。</u> (使用許可の範囲等) 第3条 委員会は、<u>寝屋川市教育財産管理規則（平成24年寝屋川市教育委員会規則第1号）第9条各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、学校施設の目的外使用を許可すること</u> <u>ができる。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可しない。</u> (1)～(7) 略 (使用許可の申請) 第4条 学校施設を<u>目的外使用をしようとする者（以下「申請者」という。）は、学校施設使用許可申請書を当該学校の長の副申を得て委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</u>	(使用不許可事項) 第3条 次の各号の<u>一に該当すると委員会が認める場合は、学校施設の目的外使用を許可しない。</u> (1)～(7) 略 (許可申請) 第4条 学校施設を<u>目的外に使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、使用日の2か月前から7日前までの間に、学校施設使用許可申請書（第1号様式）を当該学校の長の副申を得て委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</u>

寝屋川市立学校施設目的外使用規則

No.3

改正案	現行
(使用許可書等) 第5条 委員会は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、<u>学校施設使用許可書</u>(以下「<u>使用許可書</u>」という。)により、申請者に通知するものとする。 2 委員会は、<u>使用許可書</u>の交付と同時に、その内容を当該学校の長に通知するものとする。	ただし、<u>委員会が特に必要と認めたものについては、使用前2か月を超える使用許可申請を受け付けることができるものとする。</u> 2 前項に規定する使用許可申請は、<u>別表に定める区分に従い行わなければならない。ただし、委員会が特に必要と認めたものについては、この限りでない</u> (使用許可書等) 第5条 委員会は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、<u>学校施設使用許可書</u>(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。 2 委員会は、<u>学校施設使用許可書</u>の交付と同時に、<u>学校施設使用許可通知</u>(第3号様式)に所要事項を記入の上、これを当該学校の長、当該学校の警備を委託している者等関係する者に送付して、その内容を通知するものとする。

寝屋川市立学校施設目的外使用規則

No.4

改 正 案	現 行
<u>(光熱水費等の負担)</u> <u>第6条</u> 使用者は当該学校施設（屋内運動場に限る。）の使用に伴う電気、ガス、水道、電話等の経費を負担しなければならない。ただし、委員会が認めるときは、当該負担についてこれを減額し、又は免除することができる。 (使用許可事項の変更) <u>第7条</u> 学校施設の目的外使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、<u>使用許可書</u>に記載された事項を変更しようとするときは、直ちに第4条の規定に準じて委員会の許可を受けなければならない。 (遵守事項) <u>第8条</u> 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。	(使用許可事項の変更) <u>第6条</u> 学校施設の目的外使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、<u>学校施設使用許可書</u>に記載された事項を変更しようとするときは、直ちに第4条の規定に準じて委員会の許可を受けなければならない。 (遵守事項) <u>第7条</u> 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

寝屋川市立学校施設目的外使用規則

No.5

改 正 案	現 行
(1) 使用前に<u>使用許可書</u>を当該学校の長に提示し、よく<u>打合せ</u>を行うこと。 (2)～ (11) 略 (使用許可の取消し等) <u>第9条</u> 委員会は、次の各号の<u>いずれかに該当すると認めるときは</u>、使用許可を取り消し、又は使用を停止することができる。 (1)～(2) 略 2 略 (学校施設の変更禁止等) <u>第10条</u> 使用者は、学校施設の現状に重大な変更をもたらす行為をしてはならない。ただし、委員会に事前の許可を得た場合は、この限りでない。 2 使用者は、その使用が終わったとき（前条第1項の規定による使用許可の取消し及び使用の停止をした場合を含む。）	(1) 使用前に<u>学校施設使用許可書</u>を当該学校の長に提示し、よく<u>打合せ</u>を行うこと。 (2)～ (11) 略 (使用許可の取消し等) <u>第8条</u> 委員会は、次の各号の<u>一に該当するときは</u>、使用許可を取り消し、又は使用を停止することができる。 (1)～(2) 略 2 略 (学校施設の変更禁止等) <u>第9条</u> 使用者は、学校施設の現状に重大な変更をもたらす行為をしてはならない。ただし、委員会に事前の許可を得た場合は、この限りでない。 2 使用者は、その使用が終わったとき（前条第1項の規定による使用許可の取消し及び使用の停止をした場合を含む。）

寝屋川市立学校施設目的外使用規則

No.6

改正案	現行
は、直ちに学校施設を<u>原状</u>に回復しなければならない。 3 略 (転貸し等の禁止) <u>第11条</u> 使用者は、使用者としての権限を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。 (文書等の様式) <u>第12条</u> この規則に定める文書等の様式は、学校教育部長が定める。 (委任) <u>第13条</u> この規則に定めるもののほか、学校施設の目的外使用許可について必要な事項は、教育長が定める。	は、直ちに学校施設を<u>現状</u>に回復しなければならない。 3 略 (転貸し等の禁止) <u>第10条</u> 使用者は、使用者としての権限を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。 (実費の徴収) <u>第11条</u> 学校施設を使用するために要する光熱水費等の実費は、使用者から徴収する。 (委任) <u>第12条</u> この規則に定めるもののほか、学校施設の目的外使用許可について必要な事項は、教育長が定める。

寝屋川市立学校施設目的外使用規則

No.7

改 正 案	現 行
(準用) 第13条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第85条の規定による学校の施設の利用に係る手続及び社会教育法（昭和24年法律第207号）第45条第1項の規定による学校の施設の利用の許可に係る手続については、この規則の規定を準用する 附 則 施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の寝屋川市教育委員会所管に係る施設使用規則（以下「旧規則」という。）の規定により行われた学校施設の使用の申請及び許可は、この規則の規定により行われた申請及び許可とみなす。	附 則 施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する (経過措置) 2 この規則の施行の際、現に寝屋川市教育財産管理規則（平成24年寝屋川市教育委員会規則第1号）の規定又はこの規則による改正前の寝屋川市立学校施設目的外使用規則の規定により行われている学校施設の目的外使用の申請及び許可は、この規則による改正後の寝屋川市立学校施設目的外使用規則の相当規定により行われた申請及び許可とみなす。

寝屋川市立学校施設目的外使用規則

No.8

改正案	現行
	3 <u>この規則の施行の際、旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則の様式により作成した用紙として使用することができる。</u> <u>別表（第4条第2項関係）</u> <u>第1号様式（第4条第1項関係）</u> <u>第2号様式（第5条第1項関係）</u> <u>第3号様式（第5条第2項関係）</u>

ねやがわ子どもフォーラム



学校・家庭・地域で育てる
～子どもの明るい未来のために～



平成28年2月13日（土）



開会 午前9時20分

（受付・開場 午前9時）

市立中央公民館

参加費無料！
当日参加OK！

子育てで不安や孤立する家庭への支援、いじめや不登校、子どもの安全対策、青少年健全育成などをテーマに、子どもと学校・家庭・地域の関わりを考える機会を提供します。

開会あいさつ（2階 講堂） 9:20～9:30
全体講演会（2階 講堂） 9:30～10:30

「落語から子育てを学ぶ」 落語家 笑福亭 松枝 氏

分科会1（2階 講堂）
10:40～11:40

「子どもとの関わり方
～認めるだけで子どもは変わる～」

こどもコンサルタント 原坂 一郎 氏

分科会2（4階 第1研修室）
10:40～11:40

「子どもの虐待～地域でできること～」

女性ライフサイクル研究所フェリアン
副所長 津村 薫 氏

分科会3（4階 第2研修室）
10:40～11:40

「思春期の子育て
～今から、ここからできること～」

HEAL ホリスティック教育実践研究所
所長 金 香百合 氏

分科会4（4階 視聴覚室）
10:40～11:40

「スマホ時代のリスクとスキル」

兵庫県立大学 環境人間学部
准教授 竹内 和雄 氏

【主 催】寝屋川市教育委員会 【企画運営】ねやがわ子どもフォーラム実行委員会

*一時保育・・・生後8ヶ月～就学前の幼児 要予約 ※受付期間 2月1日（月）～10日（水）

*お 願 い・・・駐車台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関等でご来場下さい。

＜連絡先：寝屋川市教育委員会 地域教育振興課 Tel 813-0075＞



講師プロフィール

《全体講演会》落語家 笑福亭 松枝(しょうふくてい しょうし)氏

大阪府貝塚市生まれ。1969年に故六代目笑福亭松鶴に入門。寄席等で活躍される傍ら、「人権」「環境」「子育て」「男女共同参画」「悪質商法」「防犯」「安全」等、幅広い分野において新作・古典落語を交えて全国各地で講演されています。平凡な日常、身近なところに小さな発見。ちょっとした反省と感謝。講演を聴いての帰り、道端の草花がいつもより愛らしく見えるような気分になれるようなお話をモットーに、笑いのご自身の経験を交えながら「子育て」について楽しくお話いただきます。

＜過去の講演テーマ＞

『子から教わる親のあり方』、『子の心親知らず』等

《分科会1》こどもコンサルタント 原坂 一郎(はらさか いちろう)氏

神戸市において23年間に渡る6ヵ所の保育所勤務を経て、2004年からこどもコンサルタントとして活動。笑いと笑顔をキーワードに、子ども及び子育てに関するさまざまな研究・執筆・講演を全国で展開されています。どんな子どももすぐに笑顔になるそのユニークな保育は、メディアから「スーパー保育士」と呼ばれていました。現在、KANSAIこども研究所所長、日本笑い学会理事、関西国際大学教育学部非常勤講師として活躍されています。

《分科会2》女性ライフサイクル研究所フェリアン 副所長 津村 薫(つむら かおる)氏

1990年より講師を務め、子育て支援に長く関わり、保育士・幼稚園教諭・子育て支援者等の育成とスキルアップ、地域コミュニティ支援等に研修・執筆を通して力を注いでこられました。共著に『親から頼りにされる保育者の子育て支援～気になる子も気になる親も一緒に保育』（黎明書房）、『親子でストレスに強くなる方法』（三学出版）、その他多数。論文に「コミュニティ支援に繋がる子育て支援」その他、多数。わかりやすく楽しく学べて元気が出る講義、具体的、実践的な講義をモットーにされています。

《分科会3》HEAL ホリスティック教育実践研究所 所長 金 香百合(きむ かゆり)氏

大阪YWCAで「社会人間学」を学び、HEAL ホリスティック教育実践研究所を設立。全国各地で講演し、そのテーマは「ゆりかごから墓場」までと幅広い。願いはすべての人が幸せ元気に生きること。そのためには「幸せな子ども時代」が重要と考え、「思春期とそれ以前」に力をいれています。子どもも親も、ハッピーになるために、今すぐできることを具体的に、実践的に学べると評判です。私生活では高校3年男子の養育里親。こころのケアや防災、不登校・ひきこもり問題にも深く関わっておられます。

《分科会4》兵庫県立大学 環境人同学部 准教授 竹内 和雄(たけうち かずお)氏

寝屋川市立中学校で20年間、生徒指導主事等を担当。市教育指導主事を経て2012年より現職。生徒指導を専門とし、ネット問題、いじめ、不登校等、「困っている子ども」への対応方法について研究されています。スマホの問題についてNHK「クローズアップ現代」に出演されるなどメディア等で幅広く活躍されています。文部科学省ネットパトロール調査研究協力者、総務省青少年インターネットWC構成員、総務省（近畿総合通信局）「スマートフォン時代に対応した青少年のインターネット利用に関する連絡会」座長。